



平成 30 年 1 月 29 日

各 位

上場会社名	鈴縫工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 鈴木 一良
(コード)	1846 東証第2部)
問合せ先	取締役管理副本部長 吉田 千里 (TEL. 0294-22-5311)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月下旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 30 年 2 月 20 日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 平成 30 年 2 月 2 日（金）
- (2) 基準日 平成 30 年 2 月 20 日（火）
- (3) 公告方法 日本経済新聞に掲載いたします。

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

平成 29 年 12 月 19 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社アサヒ（以下「公開買付者」といいます。）が平成 29 年 12 月 19 日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 179 条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の皆様全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求する予定であり、他方、②本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の 90%未満である場合には、当社株式の併合を行うこと及び当該併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。

この度、当社は、上記②に記載の場合には本要請がなされることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上